

## ○笛吹市 Net119緊急通報システム運用要綱

令和2年8月3日

笛吹市消防本部訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、笛吹市 Net119緊急通報システム(以下「Net119」という。)の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「Net119」とは、聴覚、音声・言語機能等に障害を有する者が、保有するインターネット端末(インターネット機能を利用することができる携帯電話、スマートフォン等の通信機器をいう。以下同じ。)を利用して、消防機関への緊急通報を行うシステムをいう。

(対象者)

第3条 Net119を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 聴覚、音声・言語機能等の障害により音声で会話をすることが困難である者で、市に在住、勤務又は通学するもの
- (2) 前号に掲げる者のほか、消防長が特に必要があると認める者

(登録の申請)

第4条 Net119を利用しようとする者は、別に定める笛吹市 Net119緊急通報システム利用規約に同意の上、次の各号のいずれかの方法により申請するものとする。

- (1) Net119緊急通報システム(登録・変更・廃止)申請書兼承諾書(別記様式。第6条において「申請書」という。)を記載し、提出する方法
- (2) 保有するインターネット端末から Net119のウェブブラウザ上で登録者情報を入力し、送信する方法

(登録審査及び通知)

第5条 消防長は、前条の申請を受けたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、Net119の利用登録者(以下「登録者」という。)として登録するものとする。

2 消防長は、前項の登録を行ったときは、登録した旨を登録者のメールアドレスに通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1号又は第2号に準ずる方式により消防長に変更等を届け出なければならない。

(1) 申請書の記載事項に変更が生じたとき。

(2) インターネット端末を変更したとき。

(3) 登録を廃止するとき。

(登録の取消し)

第7条 消防長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の登録を取り消すものとする。

(1) 前条第3号の規定による届出があったとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により登録者となったとき。

(3) 転出、死亡その他の事由により、第3条に規定する対象者でなくなったとき。

(利用料)

第8条 Net119の利用料は無料とする。ただし、Net119の登録及び緊急通報に伴う通信費用その他のインターネット端末の利用に係る費用は、登録者の負担とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、Net119の運用に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式(第4条関係)

年 月 日

笛吹市消防本部消防長 様

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

Net119緊急通報システム(登録・変更・廃止)申請書兼承諾書

Net119について、笛吹市 Net119緊急通報システム運用要綱第4条の規定により申請します。

また、緊急時に笛吹市消防本部が必要と判断した場合、消防救急活動に必要と認められる範囲において当該記載事項を第三者(行政機関、医療機関、警察等)に提供することを承諾します。

1 基本情報

メールアドレス (必須)	@
性 別 (必須)	男 ・ 女
生年月日 (必須)	年 月 日
利用端末	携帯電話 ・ スマートフォン その他( )
FAX 番号	
障がい内容	聴覚 ・ 音声 ・ 言語 その他( )

2 緊急連絡先

住 所	
氏 名(本人との関係)	( )
メールアドレス	@
電話番号	
FAX 番号	

3 よく行く場所

1	住 所	
	名 称	
	備 考	
2	住 所	
	名 称	
	備 考	

4 医療情報

医療機関 (かかりつけ)	住 所	
	名 称	
持 病		
常備薬		
血液型	A ・ B ・ O ・ AB	Rh( + ・ - )
アレルギー		

5 勤務先又は学校(市外在住者は必須記載事項)

住 所	
名 称	